供用年度の所得に対する調整前法人税額（第四十二条の四第八項第二号に規定する調整前法人税額をいう。以下この項において同じ。）からその事業の用に供した当該認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額の合計額の百分の十五に相当する金額（以下この項において「税額控除限度額」という。）を控除する。この場合において、当該法人の供用年度における税額控除限度額が、当該法人の当該供用年度の所得に対する調整前法人税額の百分の二十に相当する金額を超えるときは、その控除を受ける金額は、当該百分の二十に相当する金額を限度とする。

3　第一項の規定は、法人が所有権移転外リース取引により取得した認定特定高度情報通信技術活用設備については、適用しない。

4　第一項の規定は、確定申告書等に認定特定高度情報通信技術活用設備の償却限度額の計算に関する明細書その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。

5　第二項の規定は、確定申告書等（同項の規定により控除を受ける金額を増加させる修正申告書又は更正請求書を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）に同項の規定による控除の対象となる認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額、控除を受ける金額及び当該金額の計算に関する明細を記載した書類その他財務省令で定める書類の添付がある場合に限り、適用する。この場合において、同項の規定により控除される金額の計算の基礎となる認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額は、確定申告書等に添付された書類に記載された認定特定高度情報通信技術活用設備の取得価額を限度とする。

6　第四十二条の四第十二項及び第十三項の規定は、第二項の規定の適用がある場合について準用する。この場合において、同条第十二項中「第一項、第四項及び第七項」とあるのは、「第四十二条の十二の五の二第二項」と読み替えるものとする。

7　第三項から前項までに定めるもののほか、第一項又は第二項の規定の適用に関し必要な事項は、政令で定める。

第四十二条の十二の六を削る。

第四十二条の十三第六項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同項第二号中「百分の十」を「百分の三十」に改める。

第四十三条第一項の表の第一号の下欄中「百分の二十」を「百分の十四」に改める。

第四十三条の二の見出しを「（港湾隣接地域における技術基準適合施設の特別償却）」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改め、同項を同条第一項とし、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第四十四条第一項、第四十四条の二第一項及び第四十四条の三第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第四十四条の四及び第四十四条の五を削る。

第四十五条第二項及び第四十五条の二第一項から第三項までの規定中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第四十六条の見出し中「機械等」を「特定機械装置」に改め、同条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に、「並びに工場用の建物及びその附属設備で、障害者」を「で障害者」に、「製作し、若しくは建設した」を「製作した」に、「障害者使用機械等」を「特定機械装置」に、「百分の二十四（工場用の建物及びその附属設備については、百分の三十二）」を「百分の十二」に改める。

第四十六条の二第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第四十七条を削る。

第四十七条の二第一項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条を第四十七条とする。

第四十八条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第五十二条の二第一項中「第四十二条の十二の六第一項、第四十三条から第四十四条の三まで若しくは第四十二条の十二の五の二第一項若しくは第四十三条」に改める。

第五十三条第一項第二号中「第四十二条の十二の六、第四十三条から第四十四条の三まで又は第四十四条の五」を「第四十二条の十二の五の二又は第四十三条」に改める。

第五十五条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第五十五条の二を削る。

第五十六条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、「通知する額」の下に「の百分の六十」を加え、同条第六項を次のように改める。

6　第一項の規定は、同項の規定の適用を受けようとする事業年度の確定申告書等に特定災害防止準備金として積み立てた金額の損金算入に関する申告の記載があり、かつ、当該確定申告書等にその積み立てた金額の計算に関する明細書の添付がある場合に限り、適用する。

第五十六条第七項中「通知する額」の下に「の百分の六十」を加え、同条第九項中「第五十五条第十一項」を「前条第十一項」に、「第五十五条第十二項」を「前条第十二項」に改め、同条第十一項中「第五十五条第十六項」を「前条第十六項」に改める。

第五十七条の四第九項中「第五十五条の二第六項」を「第五十六条第六項」に改める。

第五十七条の四の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改め、同条第六項中「第五十五条の二第六項」を「第五十六条第六項」に改める。

第五十七条の五第十一項、第五十七条の六第七項、第五十七条の七第九項、第五十七条の七の二第八項及び第五十七条の八第九項中「第五十五条の二第六項」を「第五十六条第六項」に改める。

第五十八条第一項及び第二項中「平成三十四年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、同条第八項中「第五十五条の二第六項」を「第五十六条第六項」に改める。

第五十九条の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和二年三月三十一日」に改める。

第六十条第一項の表及び第二項中「平成三十三年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改める。

第六十一条第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改める。

第六十一条の二第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和三年三月三十一日」に改め、同条第六項中「第五十五条の二第六項」を「第五十六条第六項」に改める。

第六十一条の四第一項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和四年三月三十一日」に改め、「交際費等の額」の下に「（当該事業年度終了の日における資本金の額又は出資金の額（資本又は出資を有しない法人その他政令で定める法人にあっては、政令で定める金額。次項において同じ。）が百億円以下である法人については、当該交際費等の額」を加え、「は」を「）は」に改め、同条第二項中「（資本又は出資を有しない法人その他政令で定める法人にあっては、政令で定める金額）」を削る。

第六十二条の三第四項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和四年十二月三十一日」に改め、同項第八号を削り、同項第八号の二を同項第八号とし、同項第八号の三を同項第八号の二とし、同項第十二号を削り、同項第十一号を同項第十二号とし、同項第十号中「第十二号」を「第十三号」に改め、同号を同項第十一号とし、同項第九号の二を同項第十号とし、同項第十三号中「開発許可を受けて」を「都市計画法第二十九条第一項の許可（同法第四条第二項に規定する都市計画区域内において行われる同条第十二項に規定する開発行為に係るものに限る。以下この号及び次号において「開発許可」という。）を受けて」に、「都市計画法」を「同法」に、「第八号の三」を「第八号の二」に改め、「又は前号」を削り、同項第十四号中「第八号の三」を「第八号の二」に改め、「若しくは第十二号」を削り、同項第十五号中「前三号」を「前二号」に改め、同項第十六号中「第十二号から前号まで」を「前三号」に改め、同条第五項中「平成三十一年十二月三十一日」を「令和四年十二月三十一日」に、「前項第十二号」を「前項第十三号」に改め、同条第七項中「第四項第十二号から第十四号まで」を「第四項第十三号若しくは第十四号」に、「同項第十二号」を「同項第十三号」に改め、同条第八項中「第四項第十二号」を「第四項第十三号」に、「同項第十二号」を「同項第十三号」に改め、同条第九項中「第四項第十二号」を「第四項第十三号」に改め、同条第十五項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。

第六十三条第八項中「平成三十二年三月三十一日」を「令和五年三月三十一日」に改める。